

西宮市上下水道局週休2日工事の導入に係る事務取扱試行要領

1 目的

この要領は、建設業の働き方改革を推進する観点から週休2日の取得に要する費用の計上等を現場閉所の達成状況に応じて行うことで、建設業の週休2日制度の導入に向けて取り組むものである。

2 対象工事及び実施方法等

建設業の週休2日制度の導入の向けての対象工事及び実施方法等については、西宮市週休2日工事の導入に係る事務取扱試行要領によるものとし、「西宮市」を「西宮市上下水道局」に読み替えて適用する。

附 則

この要領は、令和 3年 3月 1日から適用する